

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

保護者の皆様におかれましては、各小・中学校における感染防止に係る対策と学校教育活動へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、山形県内では毎日のように感染者の報告があり、児童生徒、保護者の皆様は不安な気持ちになっていることと思います。

つきましては、これまでも学校関係者に感染者が確認された場合の対応について下記の通り確認させていただいておりましたが、新年度になりましたので、確認の意味を含めて改めてお知らせいたします。

今後も感染防止と感染拡大防止に努めて参りますが、下記の内容をご確認いただき、感染者発生の場合も、これまで同様に冷静な対応を、改めてお願いいたします。

※ここでの「学校関係者」とは、児童生徒及び学校職員を指します。

①学校関係者の感染が確認された場合

- ・児童生徒は直ちに下校し、当分の間臨時休業の措置を取ります。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・保健所の指導のもと、調査や校内の消毒等、必要な対応を取ります。
- ・学校の再開時期については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

②学校関係者が濃厚接触者（本人は未感染）と特定された場合

- ・濃厚接触者本人は、2週間の自宅待機となります。
- ・保健所の指導のもと、必要に応じて校舎の消毒等の対応を取り、それに伴い一時学校を閉鎖することもあります。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・登校再開については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

③学校関係者が保健所又は医師等からPCR検査の対象者と判断された場合

※保健所又は医師等の判断によらず受検した場合は下記に該当しません。学校への連絡も不要です。

- ・検査対象者は、少なくとも検査結果が出るまで自宅待機となります。
- ・感染防止策を講じたうえで、学校教育活動を継続します。

④同居している家族等が濃厚接触者又はPCR検査の対象者とされた場合

- ・同居している家族等が感染者の濃厚接触者と当たる場合又はPCR検査の受検対象者となった場合についても、速やかに学校に連絡をします。
- ・保健所と相談し必要に応じて自宅待機となる場合があります。
- ・感染防止策を講じたうえで、学校は教育活動を継続します。

※状況に応じて、学校、市教育委員会、専門家会議、対策本部会議と協議し対応します。

※いずれの場合も、感染が拡大しないように努めます。

※感染者を特定しようとしたり、根拠のないうわさを広めたり嫌がらせをしたりしないように指導の徹底をしておりますので、ご家庭でもご指導をお願いします。

※同居している家族が保健所又は医師等の判断でPCR検査の対象者となった場合は、速やかに学校に連絡いただきますようお願いいたします。（自己判断で受検した場合は、連絡は不要です。）

【連絡先】

酒田市教育委員会 学校教育課

TEL 0234-26-5775

FAX 0234-23-2257